情報提供日	消費者庁公表日	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
令和３年３月８日（月）	令和３年３月２日（火）	なし								
	令和３年３月５日（金）	2021年2月21日	2021年3月3日	階段移動用リフト			死亡１名	当該製品を使用中、搭乗者（80歳代）が転落し、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
令和３年３月15日（月）	令和３年３月９日（火）	なし								
	令和３年３月12日（金）	なし								
令和３年３月23日（月）	令和３年３月16日（火）	なし								
	令和３年３月19日（金）	なし								
令和３年３月29日（月）	令和３年３月23日（火）	なし								
	令和３年３月26日（金）	2021年2月6日	2021年3月23日	介護ベッド			重傷１名	使用者（80歳代）が当該製品を使用中、背上げ部を起こしていたところ、急に背上げ部が下がり、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月15日
令和３年４月５日（月）	令和３年３月30日（火）	なし								
	令和３年４月２日（金）	なし								
令和３年４月12日（月）	令和３年４月６日（火）	なし								
	令和３年４月９日（金）	なし								
令和３年４月19日（月）	令和３年４月13日（火）	なし								
	令和３年４月16日（金）	2021年3月24日	2021年4月12日	介護ベッド			重傷１名	使用者（７０歳代）が当該製品から立ち上がろうとした際、アームの受け部分が急に傾き、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
令和３年５月10日（月）	令和３年４月20日（火）	なし								
	令和３年４月23日（金）	なし								
	令和３年４月27日（火）	なし								
	令和３年４月30日（金）	なし								
	令和３年５月４日（火）	なし								
	令和３年５月７日（金）	なし								
令和３年５月17日（月）	令和３年５月11日（火）	なし								
	令和３年５月14日（金）	2021年4月1日	2021年5月11日	階段移動用リフト			重傷１名	当該製品を使用中、搭乗者（70歳代）が転落し、右足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年5月6日
令和３年５月24日（月）	令和３年５月18日（火）	なし								
	令和３年５月21日（金）	なし								
令和３年５月31日（月）	令和３年５月25日（火）	なし								
	令和３年５月28日（金）	2021年5月14日	2021年5月24日	車いす			死亡１名	病院で使用者が当該製品に乗車中、介助者が駐車ブレーキをかけていたところ、当該製品が動き出し、転落、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
令和３年６月７日（月）	令和３年６月１日（火）	なし								
	令和３年６月４日（金）	なし								
令和３年６月14日（月）	令和３年６月８日（火）	なし								
	令和３年６月11日（金）	なし								
令和３年６月２１日（月）	令和３年６月15日（火）	令和３年５月※不明	令和3年6月11日	電動車いす（ハンドル形）			死亡１名	当該製品に乗車していた使用者（70歳代）が、当該製品とともに水路で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
	令和３年６月18日（金）	令和2年1月1日	令和2年1月16日	電動リフト（室内用）	UD-420	株式会社いうら	重傷１名	当該製品に車いすを乗せて使用中、車いすが転落し、首を負傷した。 調査の結果、当該製品は、上昇端用のリミットスイッチを押すサイドフレーム内部のパイプ側のプレートをテーブル側のプレートが重なって押し上げることで設定した高さでテーブルの上昇を停止させる構造であるが、使用時にスロープに外方向（倒れる方向）の外力が加わっている場合、テーブルが前後方向のあそびにより後方（玄関側）へずれる構造であったこと。また、レンタル事業者が本来使用できない大きさの車いすが乗るように改造したため、大きな車いすで長期使用したことでテーブル側のプレートが位置ずれしてプレート同士の重なりが甘くなり、事故発生時、テーブル側のプレートが後方へ移動したことでプレート同士が重ならない状態になり、リミットスイッチが機能しなかったものと推定される。 なお、正常な位置に停止していないことが視覚的及び聴覚的に認識できる機能が装備されていなかったことも、事故発生に影響したものと考えられる。	京都府	令和2年1月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
	令和３年６月18日（金）	令和3年5月13日	令和3年6月15日	電動車いす（ハンドル形）			重傷１名	使用者（80歳代）が当該製品を使用中、転落し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月14日